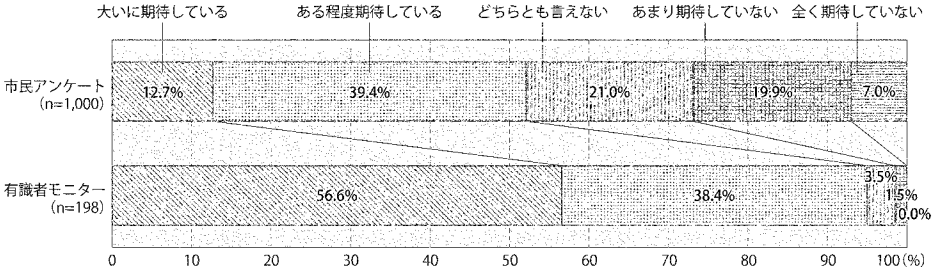
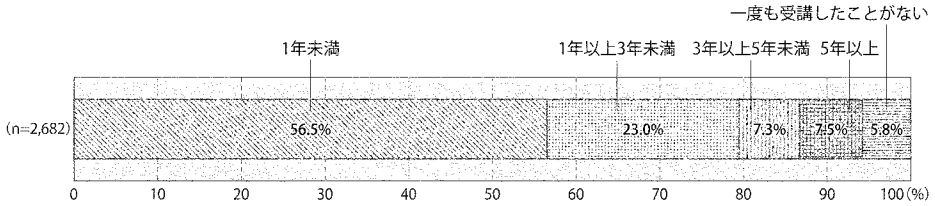
図５　あなたが一般職の国家公務員の仕事への取組について感じているお気持ちに最も近いものをお選びください。



オ　倫理に関する研修の受講状況（職員アンケート）

公務員倫理に関する内容がカリキュラムに組み込まれている研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過しているか質問したところ、１年未満とする回答が56.5％であり、１年以上３年未満と回答した者を加えると、79.5％に達しており（前年度の同種アンケート結果70.1％）、より多くの職員が比較的高い頻度で研修を受講していることがうかがえる。なお、５年以上及び一度も受講したことがないと回答した者は、13.3％（同20.4％）と依然一定割合いる（図６）。

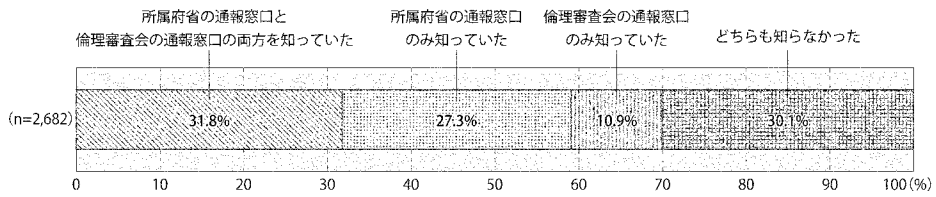
図６　あなたが公務員倫理に関する内容がカリキュラムに組み込まれている研修等（説明会、講演会等を含む。）に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。



カ　通報窓口の認知度（職員アンケート）

通報窓口の認知度について質問したところ、所属府省の通報窓口及び倫理審査会の通報窓口（公務員倫理ホットライン）について、両方又はいずれかのみ知っていた者の割合は70.0％、倫理審査会の通報窓口を知っていた者の割合は42.7％であった。通報窓口については、倫理審査会としても周知を図ってきており、職員にもある程度認知されるようになっていると考えられるが、依然として過半の者が倫理審査会の通報窓口を認知しておらず、また、約３割の者がどちらも認知していない（図７）。

図７　倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為についての通報窓口には、各府省のものと倫理審査会のもの（通年開設しているもの）とがありますが、このアンケートが届く前にこれらが設けられていることを知っていましたか。



このような各種アンケート調査は、国家公務員の倫理感や倫理規程に定められた行為規制などに対する各方面の印象や見方など、公務員倫理をめぐる状況の的確な把握に資するものであり、倫理審査会としては、今後とも継続的にアンケート調査を実施し、今後の倫理保持のための施策の企画等に活用していくこととする。

第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、各四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

⑶　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

２　各種報告書の提出状況等

⑴　贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成20～24年度）は、表１のとおりである。